# 静岡県監査委員告示第5号

令和元年5月9日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和元年7月16日

静岡県監査委員 青木 清高 静岡県監査委員 城塚 浩 静岡県監査委員 和田 篤夫 静岡県監査委員 曳田 卓

### 第1 請求人

静岡市葵区南安倍一丁目5番24号 桜井 建男

# 第2 監査の請求

## 1 措置請求書の受付

令和元年5月9日 静岡県職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)受付

# 2 請求の内容

静岡県監査委員 青木 清高 様 城塚 浩 様

# 静岡県職員措置請求書

- I. 請求の要旨
- 第1 2018 年 12 月 18 日付静岡検察審査会の被疑者Aに対する「本件不起訴は不当である」との議 決
- 1. 申立人桜井建男は申立人藤森克美を代理人弁護士として平成 29 年監査 49 号の監査請求を申立てた。
- 2. その審理の中で、弁護士藤森克美は 2017 年 7 月 24 日の陳述の機会に甲 1 号証 8 頁の求釈明 の申立にあるとおり、スポーツ振興課に対し、
  - (1) 「県バスケットボール協会の財務担当者B氏(2017年2月4日土曜日、清水漁港江尻12号岸壁付近から車両ごと転落し、消防隊により救出されるも、同日死亡)から事情聴取を受けたことの有無
  - (2) 有りとすれば①その日時、②聴取内容、③聴取記録の有無を求釈明した。
- 3. 桜井建男や弁護士藤森克美には、監査結果を見て初めて判ったことであるが、スポーツ振興 課長Aは 2017 年8月2日代表監査委員青木清高に甲1号証15,16頁の回答のとおり、すなわ

ちBに対する事情聴取は無という回答をしていたのであった。

4. そんなことは有り得ないと考えた弁護士藤森克美は、2017 年9月4日付でスポ振課に対し情報開示請求をしたところ、9月 15 日付で「県協会に対する調査の復命書」(甲2)及び「県協会からの聞き取りの記録」(甲3)が開示された。

それらによるとA課長らが2017年1月5日、6日、12日、20日、23日、2月1日、10日、16日、8月23日に調査に出掛けており、1月6日、23日には出席者にB理事と明記されていたことから、同人の事情聴取をした事実が読みとれる。

5. 開示された復命書(甲2)にはBの記載はない。しかしながら、当然双方(C会長側、スポ振課)共調査中である以上状況を保存すべき記録係を配置した上で速記・録音・録画等保全措置を取っている筈である。よって調査チーム側とA課長らとのやりとりの中に、同課長がBに対し事情聴取した事実やBとどんなやり取りをしたのかの記録や、録音テープに残っていると告発人代理人は思料していた。

尚、告発の時点で、藤森弁護士は、録音テープや反訳文を入手していなかった。

- 6. (I) 上記Aの回答は、虚偽公文書作成罪及び同行使罪を犯したと疑うに足りるものとして、桜井と藤森(告発人代理人兼本人)は、2018年2月7日、静岡中央署に刑事告発状(甲4)を提出し受理された。
  - (2) しかしながら 2018 年 3 月 23 日 D 検察官によって嫌疑不十分として不起訴処分(甲5) となった。
- 7. ところが、関連住民訴訟 (静岡地裁平成 29 年(行ウ)第 23 号事件) において文書送付嘱託の申出をしたところ採用され、一般財団法人静岡バスケットボール協会から 2018 年8月4日に裁判所に提出された文書(甲6)によって、問題の 2017 年1月6日と 23 日において、亡B氏が被告発人Aから事情聴取されたことを裏付ける明白な証拠が存在していることが発見できた。つまり告発事実が正しかったことが明らかになったとして、2018 年9月 28 日告発人代理人藤森弁護士は静岡地検に対し再捜査を求める上申書(甲7)を提出した。

しかしながら、2018 年 10 月 5 日、2018 年 4 月に転勤したD検事の後任と思われるE検事から電話で「上申書を踏まえても、結論は特に変わることはない。検察審査申立をやって下さい」等と連絡を受けた。

以上のとおり住民訴訟の中で、県バスケットボール協会から取寄せられた 2017 年 1 月 23 日 の記録(甲 6)によって、県スポーツ振興課のA課長ら 3 名及び静岡市スポーツ振興課の課長 F ら 3 名が B らに事情聴取したことは、記録上明白である。2018 年 10 月 6 日付の静岡新聞報道によると、<u>被告発人は「同席は否定しないが、(B氏を)名指しで聞いたことはない」</u>と反論したとある(甲 8)。

「自分がB氏を名指しで聞いたことがない」から「事情聴取したことがない」という論法は 昨今流行の「ご飯論法」であって、昨今の国会で通用することはあっても静岡県や静岡市、健 全な市民社会で通用する訳がない。このようにA課長があたかもBへの事情聴取を行っていな いとの事実に反した虚偽の公文書を作成し、即時、前記静岡県代表監査委員青木清高に提出

- し、行使したことは事実であるにも拘らず、これを再捜査しようとしない検察庁の捜査は違法 不当という外ない。
- 8. (i) その後A課長の虚偽公文書作成及び同行使の犯罪を示す更に明白な証拠である録音記録の 反訳文を検察審査会へ提出することの許諾を藤森弁護士は調査チームから得ることができた ので検察審査会へ提出した(甲9)。
  - (2) その録音記録とは、2017年2月16日(木)、シャンソン化粧品アリーナ会議室で、県側からA課長・G班長(記録係)・H会計士が出席し、調査チーム側からI副会長(当時)、J・K・L・M(記録係)が出席したもので、記録係は双方録音していた。
  - (3) ①反訳文の 18 ページにおいて

I副会長が「でも、もうB氏からも直接、聞かれたわけでしょう、聴取」と問うたことに対

Aが「聞いていますよ。聞いていて、いろいろ合点いかないところが幾つかあります。幾つか合点いかないところがある中で亡くなっちゃったので、それこそ使途不明のお金をね」 I「いつ、B氏から聞き取りは」

A「だから23日に。あと、その後電話でも1回聞き取りしましたね」

A「確認したことは幾つかありましたから。経理の仕方でね。幾つかやっぱり分からないところがあって、結果的にやっぱり合点いかないままでしたね。特に一番典型的なのはその1000万の話なんですよ。ああ、900万、1000万。そこは結果的に」とある。

- ②これこそがAがBを直接事情聴取したことを自ら認める直接証拠である。
- (4) よって、検察審査会におかれては、2017 年 2 月 16 日のA課長らと調査チームの会話を熟 読吟味された上、起訴相当の結論を出されるよう求めた。
- 9. その結果、静岡検察審査会は2018年12月18日、不起訴不当の議決をなした(甲10)。
- 10.(I) しかし、その後 2019 年 3 月 29 日、地検のE検事は不起訴処分をなし、その理由も最初の 不起訴処分と同じ嫌疑不十分というものであった。
  - (2) 納得のいかない、桜井と藤森弁護士はE検事に面会を求めたところ4月 12 日面会が実現できたが、同検事は「テープや議事録がある」ことは承知しているが、「<u>AはBと話をしただけであって事情聴取したとは云えない</u>」「県の顧問弁護士にも相談しそのアドバイスを受けて(監査委員に)回答した」、E検事は「顧問弁護士からも確認した」と説明した。藤森弁護士は「その説明は詭弁としか聞こえない、到底納得いかないので、別の方法で争う」と述べ退席した。
  - (3) 甲8 (静岡新聞の記事) にあるAの発言「(B氏を) 名指しで聞いたことがない」とE検事の「AはBと話をしただけであって」という部分は同旨と考えられ、従って、Aは事情聴取したことはないと主張し、同検事も又、事情聴取したことには該らないと判断した。

しかしながら、本件求釈明の主旨は、AがBから経過に関する話を聴いたか否かが本質なのであって、事実はAが経過に関する質問をBに発し、Bがそれに応答したのであるから、事情聴取したことは明らかである。それを「話をしたが事情聴取に当らない」というのは

「ご飯論法」であって、屁理屈の極みであり、再度の不起訴処分は、同検事の職権濫用で あって無効である。よって、本来は検察審査会の決定にあるとおり、起訴されて然るべきで あった。

- 11.(i) 地方公務員法 29 条 1 項 3 号と本文には、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の あった場合」、「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分とし て戒告、減給、停職、又は免職の処分をすることができる」と規定する。
  - (2) 県が定めている「懲戒処分の基準」は、第2「標準例」1「一般服務関係」の(15)公文書の偽造等の項は「ア 公文書を偽造した職員は、免職、停職又は減給とする」と規定する。又、(18)事務処理の不適正の項は「その職務に関して法令に違反するなど不適正な事務処理を行うことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせ、又は県民等に重大な損害を与えた職員は、停職、減給または戒告とする」と規定する。

虚偽公文書作成・同行使については、厳密に云えば(15)の公文書の偽造とは異なる犯罪類型なので、同(15)には該当しないと形式的には云えるかもしれないが、同(15)は「公文書の偽造等」あるので、虚偽公文書作成・同行使は「等」に含まれていると解すべきと考える。

(3) しかもAが虚偽公文書を作成し行使したことによって、監査委員の判断を誤らせることに なったと考えられるのであり、公務内外において与えた社会的影響は甚大であった。

A課長の虚偽公文書作成・同行使に該当する非違行為は、上記に規定される免職、停職又は減給に該当する事案と考えるべきものである。

- 第2 よって、静岡検察審査会が不起訴不当の議決をなした 2018 年 12 月 18 日が公表された日から遅くない時点で、県はA課長を懲戒処分にすべきであったのに、懲戒処分をせず漫然と給与などを払い続けて県に損害を与えている。A課長に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める。
- Ⅱ. 請求者

静岡市葵区南安倍1-5-24

桜井 建男

無職

請求者代理人 〒420-0863 静岡市葵区安東柳町1番地の3 弁護士 藤森 克美

以上のとおり、地方自治法 242 条1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添え、必要な措置の請求をする。

2019年5月9日

(注) 措置請求書原文に即して記載したが、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及び Mは原文では実名が記載されている。

なお、措置請求書には、事実を証する書面として次の書面が添付されている(内容は省略)。

甲第1号証 静岡県バスケットボール協会に対する競技力向上対策事業費補助金の交付に関す

る住民監査請求の監査の結果について(通知)

甲第2号証の1 2017年1月10日付 県協会に対する調査の復命書

甲第2号証の2 2017年1月23日付 県協会に対する調査の復命書

甲第3号証 県協会からの聞き取りの記録

甲第4号証 刑事告発状の控え

甲第5号証 処分通知書

甲第6号証 住民訴訟で取寄せられた県バスケットボール協会作成の記録

甲第7号証 告発人代理人藤森弁護士の2018年9月28日付静岡地検宛上申書

甲第8号証 2018年10月6日 静岡新聞記事

甲第9号証 2017年2月16日の録音記録の反訳文

甲第10号証の1 議決の要旨について(通知)

甲第10号証の2 議決書要旨

# 3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の要件に 適合しているか否かについて審査を行った。

請求人は、措置請求書に記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求は、平成30年12 月以降の静岡県職員への給与等の支給により生じたとする損害につき、必要な措置を講ずることを求める旨の財務会計上の行為に係るものであり、その他の所定の要件も具備していると認められるので、令和元年5月13日に受理することを決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 用語の略称

以下の記述のうち、下表の用語欄に記載されている名称等については、第4項の請求人代理人の「意見書」、第5項の監査対象機関の「意見書(経営管理部長名、文化・観光部長名)」及び第6項の請求人代理人の「意見書」の記載を除き、下表の略称欄に記載した名称等で表記する。

用語	略称
静岡県バスケットボール協会	協会
静岡地方検察庁の検察官	検察官
静岡検察審査会	検察審査会
地方自治法(昭和22年法律第67号)	自治法
地方公務員法(昭和25年12月13日 法律第261号)	地公法
職員の給与に関する条例(昭和28年3月24日 静岡県条例第31号)	給与条例
懲戒処分の基準(平成23年3月23日付け職人第231号 静岡県経営管理部長通知)	懲戒処分の基準

# 2 監査対象事項

措置請求書の記載や請求人の陳述から、請求人は、「平成30年12月18日から遅くない時点で、県は 当該職員を懲戒処分にすべきであったのに、懲戒処分をせずに漫然と給与等を払い続けて県に損害を 与えている。当該職員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める」と主張 していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。
- 「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は存在するか。

## 3 監査対象機関

静岡県経営管理部行政経営局人事課 静岡県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課

### 4 請求人の陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第6項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和元年6月12日に陳述を行った。陳述には同条第7項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

請求人代理人は陳述日当日に、次のような「意見書」を提出した。

監査第2号

2019年6月12日

静岡県代表監査委員 青木清高 殿

請求人代理人弁護士 藤森克美

意見書

### 第1 代表監査委員青木清高氏,監査委員城塚浩氏への求釈明

- 1 今回の監査請求書添付の甲9号証(2017年2月16日の録音記録反訳文)で明らかなとおり、A スポ振課元課長は、B氏の事情聴取をしたことは事実であって、同元課長は、2017年8月2日 付で青木代表監査委員に対し、虚偽公文書を作成・同行使の犯罪を犯したことが明らかとなった。
- 2 甲9の反訳文にある通り、2017年2月16日(木)シャンソン化粧品アリーナ会議室で行われた 会議では、県側からA課長・G班長・H会計士の3人が出席し、G班長は記録係であった。
- 3 元課長が犯罪を犯した2017年8月2日の時点で、請求人代理人は甲9の反訳文を入手していなかった。しかしながら、2017年8月2日付のA元課長の回答が「無し」であったとしても、監査委員なり監査事務局が調査チームとの会議の有無やその記録の有無をスポ振課に対して調査をしていればすぐに嘘がバレたものである。

スポ振課が課ごと嘘で固めたとしても2月16日の調査チームとの会議にはH会計士という県職員ではない人物が参加していたのであるから、H会計士に監査委員なり監査事務局が問い質せば、真実に辿り着いたものである。

- 4 請求人や代理人は、2017年8月2日のA元課長の嘘の回答が同事件の監査結果の結論を誤らせたと考えている。
- 5 そこで当時も監査委員であった青木清高氏と城塚浩氏に以下の求釈明を申立する。

記

- イ 2017年8月2日付スポ振課課長Aの回答に対し、調査チームやG班長、H会計士などA元課 長と当該調査で行動を共にした人物に対し、Bに関わる事実や証拠に関する調査を両監査委員 が自らないし監査事務局にさせたのかどうか。
- ロ 仮にイの回答がないという回答である場合,2018年12月18日検察審査の議決が不起訴不当の 議決がおり、その報道がなされたころにイ記載の事項について調査チームやG班長、H会計士 などA元課長と当該調査で行動を共にした人物に対し、両監査委員が自らないし監査事務局に させたのかどうか。
- ハ 仮にロの回答がないという回答である場合,本監査請求があったころにイ記載の事項について調査チームやG班長,H会計士などA元課長と当該調査で行動を共にした人物に対し,両監査委員が自らないし監査事務局にさせたのかどうか。
- 第2 住民訴訟において県の訴訟告知にも拘らず、住民訴訟に補助参加を拒否し続ける旧理事長側 (新体制執行部)
- 1 県バスケ協会の不祥事を巡る案件につき、請求人および代理人は県関連においては3件の住民 監査請求とその棄却後は3件の住民訴訟を提起して来た。
  - (1) 1件目の2017年2月3日付監査第52-5号については静岡地裁平成29年(行ウ)第7号として住民訴訟を提起した処,県は2017年5月11日付で訴訟告知を県バスケットボール協会に訴訟告知を申し立てた。
- (2) 2件目の2017年5月15日付監査第30号については静岡地裁平成29年(行ウ)第19号として住

民訴訟を提起した処, 県は2017年10月13日付で訴訟告知を県バスケットボール協会に訴訟告知 を申し立てた。

- (3) 3件目の2017年8月25日付監査第49号については静岡地裁平成29年(行ウ)第23号として住 民訴訟を提起した処,県は2017年10月26日付で訴訟告知を県バスケットボール協会に訴訟告知 を申し立てた。
- 2 3件の訴訟告知とも裁判所に採用されたが被告知人である県バスケットボール協会会長C,N (県立O高校教員)一般社団法人県バスケットボール協会(会長P)は補助参加しようとしない。 つまり、県民納税者に対し、補助金の使い道の明細、両大会で集めた資金、預金などカネの流れを一切説明しようとしない。

上記2件目と3件目の住民訴訟はNやQ(当時の県バスケットボール協会の代表者であるC会長の承諾を得ずに県バスケットボール協会を僭称してR銀行S支店に県バスケットボール協会代表Q口座を作った人物)の証拠調べを実行して審理が終結され、6月27日(木)午後1時10分には判決の言渡が予定されている。

県監査委員におかれては本件につき県民納税者の立場に立って調査を十分に尽くし社会常識に 叶った結果を導かれんことを期待するものである。

以上

(注) 意見書原文に即して記載したが、A、B、C、G、H、N、O、P、Q、R及びSは原文では 実名が記載されている。

陳述では、「措置請求書」及び「意見書」に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等 が補足された。

(意見等)

- ・ 「事情聴取」とは、措置請求書の事実証明書として録音記録の反訳文を提出しているが、その中で、平成29年1月23日にA氏がB氏に聞いていることと、同年2月16日の調査チームとの会議の中でA氏がB氏に電話で1回聞き取りをしていることの記載があり、それらのことを指す。
- ・ 請求人が主張する事情聴取があったことを裏付ける事実とは、甲第6号証に記載のある協会元 財務担当者の報告と、その後電話で行われた1回の聞き取りの2点についてであり、この2点の 裏付けは甲第9号証に示されている。
- ・ 私は犯罪的な行為に関して、(懲戒処分を行わないとする)行政の不作為を問題にしている。 だからしっかりとした監査が必要だと言うことを主張する。

#### 5 監査対象機関の意見書の提出及び陳述 (要旨)

監査対象機関である経営管理部行政経営局人事課からは、令和元年5月22日付けで次の意見書が提出された。

# 意見書

### 1 懲戒処分の実施について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)は、職員にとって不利益な処分である懲戒処分を行う場合は、同法で定める事由による場合に限定している(同法第27条第3項)。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するために科される制裁であり、戒告、減給、停職及び免職の4種類の懲戒処分は、いずれも同法第29条第1項に定める①地方公務員法等の職員の服務に関する法令等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合及び③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に限定されている。

職員の身分保障は職員の身分取扱いにおいて特に重要な要素であり、その観点から、職員に とって不利益な処分である懲戒処分は、同法で定める事由による場合でなければ、受けることが ないと規定されているものである。

### 2 請求に係る職員の給与について

地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき定められた職員の給与に関する条例(昭和 28 年静岡県条例第 31 号)第6条第1項において、給料は、毎月1回、その月の 15 日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に、その月の月額の全額を支給すると規定されている。この規定の例外として、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和 28 年静岡県条例第 34 号)の第4条(減給の効果)及び第5条(停職の効果)がある。また、免職の処分を受ければ処分日の翌日以降の給与の支給が行われないことは当然である。

#### 3 請求人の主張に対する意見

請求人は、静岡県職員措置請求書において、A前スポーツ振興課長(以下「当該職員」と言う。)が静岡県バスケットボール協会の財務担当者B氏に対し事情聴取を行ったにも関わらず、請求人からの平成29年3月29日付け静岡県職員措置請求における求釈明の申立に対し、B氏に対する事情聴取を行っていないと回答しているが、これは虚偽公文書作成・同行使に該当する非違行為であるとして、静岡県は懲戒処分を行うべきであったにも関わらず、これを行わずに漫然と給与を支給し続けていることにより県に損害を与えていると主張している。

しかしながら、虚偽有印公文書の作成・同行使等の刑法犯の該当性については、検察当局や裁判所(起訴されている場合)の判断に委ねられるべきものと考える。

このため、静岡県は、虚偽有印公文書作成・同行使容疑で刑事告発されていた当該職員について、静岡地方検察庁が平成30年3月23日付けで不起訴処分としたことを受け、同庁に不起訴処

分の理由を確認したところ、同年 5 月 15 日、当該職員が起訴猶予ではなく嫌疑不十分により不起 訴処分としたとの回答を得ている。

また、当該職員に関する静岡検察審査会の不起訴不当議決を受け再捜査していた静岡地方検察 庁が平成31年3月29日付けで当該職員を再び不起訴処分としたことを受け、同庁に不起訴処分 の理由を再度確認したところ、同年4月22日、前回と同様、起訴猶予ではなく嫌疑不十分により 不起訴処分としたとの回答も得ている。

したがって、当該職員は、検察当局において、虚偽有印公文書作成・同行使について嫌疑不十分による不起訴処分となっていることなどから、静岡県では、地方公務員法で定める懲戒処分を行う前提となる非違行為の事実を現時点では確認できていない。

よって、職員の給与に関する条例に基づき、当該職員に給与を支給していることは適法であり、静岡県が漫然と給与を払い続けたことにより県に損害を与えているとの事実はない。

### 4 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由がないので、本請求を棄却する監査結果を求める。

(注) 意見書原文に即して記載したが、A、Bについては、原文では実名が記載されている。

併せて、監査対象機関である文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課からは、令和元年5月22日付けで次の意見書が提出された。

<文化・観光部長名>

# 静岡県職員措置請求に対する意見書

1 静岡県バスケットボール協会に対する調査について

平成7年度及び平成11年度に開催された「アジア女子バスケットボール選手権大会」に対する 県や市の補助金を原資とした不明瞭な資金として、静岡県バスケットボール協会(以下「協会」 という。)の基金の存在が平成28年9月9日の新聞で報道された。

これを受けて、スポーツ振興課は、当時支出した補助金が適切に処理されたかの確認及び協会が平成28年度の補助金支出先として適切な運営体制を確保しているかの確認を目的とする調査を平成29年1月5日から開始した。

調査は、理事長等事務局に対して1月6日、23日、2月10日の3回、会長等に対して1月5日、12日、20日、2月1日、16日の5回の聴取を行い、調査結果は、その都度復命され、スポーツ局内で状況が共有された。

復命には、1月6日及び23日の事務局への調査に、理事長、副理事長とともに当時の財務担当者B氏(以下「財務担当者」という)が出席したと記録されている。

事務局に対する事情聴取等が行われた後、A前スポーツ振興課長(以下「前スポーツ振興課

長」という)は、会計の仕組みについて財務担当者に電話で問合せを行ったが軽微な内容であり 記録は作成されていない。

2 協会財務担当者の事情聴取の有無に関する求釈明について

平成29年6月29日、請求人から、平成28年度競技力向上対策事業費補助金の執行に関する住民監査請求(監査46号)があり、監査46号の意見陳述が行われた平成29年7月24日にスポーツ振興課に対して、協会の財務担当者の事情聴取の有無に対する求釈明申立があった。

翌7月25日、前スポーツ振興課長は課員とともに顧問弁護士を訪れ、求釈明についての対応を相談した。その際、財務担当者と電話で会計の仕組みについて話したことは「事情聴取」にはあたらないとの見解を得た。顧問弁護士の助言を踏まえ、平成29年8月2日にスポーツ振興課長名で事情聴取の有無について無と文書で回答した。回答は課内で起案、決裁の上発出された。

また、協会財務担当者に対する事情聴取の記録開示請求に対しても、8月2日に、「スポーツ 振興課長が電話で問合せをしたのみであり、軽微な内容であったことから記録を作成していな い」との理由とともに開示しないと回答した。

#### 3 結論

上記のように、前スポーツ振興課長は、調査にあたる職責を果たし、求釈明の申立に対して は、専門家である弁護士の助言を踏まえて回答しており、請求者の主張には理由がない。

(注) 意見書原文に即して記載したが、A、Bについては、原文では実名が記載されている。

また、監査対象機関は、令和元年6月12日に自治法第242条第7項の規定に基づく陳述を行った。 陳述には同項の規定により請求人の立会いを認め、請求人と請求人代理人が立ち会った。

陳述では上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。 (意見等)

- ・ 平成29年1月23日のヒアリング調査は、県としては協会の理事長をはじめとする事務局側への 調査と認識している。したがって、協会の元財務担当者とか個々人への調査ではないと認識してい る。
- ・ 平成29年1月5日から始まっている協会への調査の過程の中で、随時県の顧問弁護士には相談していた。例えば、同年1月23日の調査の後、2月9日にも調査の状況に応じた県としての措置内容を顧問弁護士に相談していた。その時に調査の内容を相談していることから、請求人から「求釈明の申立」があった時に、当該調査の内容が事情聴取に当たるのかどうかを相談していない。
- ・ 電話での照会は、県顧問弁護士より、会計の仕組みについての簡単な事実確認であるので事情聴取に当たらないとの回答を得たと聞いている。具体的には、元スポーツ振興課長は、協会元財務担当者にバスケットボール協会の会計の仕組み、具体的には特別会計と一般会計の関係について不明な点があったので電話で話をしたことがある。その経過を説明し、それが事情聴取に当たるかにつ

いては、県顧問弁護士から、「電話でその程度の話をしたのみであれば事情聴取とはいえない。事情聴取とは、書類の整合性を確認して質問を整理し、日付等を定めて当該人物と会い回答を得ていくということをしなければならないが、電話で概要を確認したのみでは事情聴取ではない」というアドバイスをいただき、これを踏まえ、事情聴取に当たらないと判断した。

- ・ 監査委員に対し「事情聴取なし」と報告した理由については、2つの理由がある。1点目は、平成29年1月23日の調査は元財務担当者個人を特定した調査ではなく、協会の事務局を対象とした組織に対して行った調査であって、これは個人への事情聴取には当たらないこと、2点目は、その後の元財務担当者への電話による問い合せは、顧問弁護士より事情聴取に当たらないというアドバイスがあったことである。この2点を踏まえ、監査委員に「事情聴取なし」と報告したと理解して構わない。
- ・ 懲戒処分を行なう条件については、客観的な事実、その事実が非違行為に当たるかどうか、の2 つである。事実があること、その事実が非違行為であること、この2つが挙証に至れば懲戒処分に 至るということである。懲戒処分を行うか行わないかについての裁量は、任命権者に委ねられると ころである。
- ・ 静岡地方検察庁で取り扱った本件事案については、懲戒処分に該当するか否かの判断をするため の調査を行っていない。なぜかといえば、警察も含めて地方検察庁が調査を行なった上で、そこで 取り上げられた事案については、客観的な判断がなされたということで、懲戒処分の要件に当たら ないと認識しているところである。
- ・ 県の懲戒処分の基準にある「公文書の偽造等」「虚偽報告」「事務処理の不適正」の3つの規定に該当するかどうかについては、2つ要件があり、1つは事実があったかなかったか、もう1つは当該事実が非違行為に当たるかどうかである。本件事案については、住民訴訟で裁判所の判断に委ねられている部分とも認識をしている。裁判で要件が具備されれば、懲戒処分の検討対象となるが、裁判の中で判断が明確になされないようなことであれば、懲戒処分の検討対象ではなくなる。
- ・ 行政処分である懲戒処分を行うに当たっては、客観的な事実があったかなかったか、その事実が 非違行為に当たるか当たらないかという2つの要件がある。検察の判断、あるいは裁判所の判断は 客観的な判断に当たるので、私どもが懲戒処分の判断をする上では、その理由として非常に有力な ものであると認識している。本事案については、虚偽有印公文書の作成・行使については、一定の 判断が出たということを踏まえ、現段階では処分権者として、当該行為が懲戒処分を行うための行 為に該当しないと認識している。
- ・ 非違行為について当事者が否定しても、司法で判断が出たという一定の結果をもって、懲戒処分 の検討をすることはある。
- ・ 現在、措置請求書の事実証明書として拝見しているものは、今、住民訴訟の裁判に出ているという状況なので、これらが現在の訴訟の中でどう判断されるか、その判断に応じ、懲戒処分を行う上での証拠として採用するということはある。
- ・ 過去に、懲戒処分を行う形式的な要件である2つの要件を充足せず処分を行ったとする事例については、客観的事実の挙証に至らないまでも、行為者が事実を認めたような場合に処分したことは

ある。これが、行為者も事実を認めない、客観的事実の挙証にも至らない場合は、懲戒処分は困難 という判断で現在に至ると認識している。

- ・ 仮に不十分なまま懲戒処分をした場合の状況については、懲戒処分は制度上、行政処分なので、 不服申立ての制度がある。被処分者においてその処分が不服ならば、申立てによる救済措置はある。
- ・ 懲戒処分の不服申立が認められれば処分は取消しになり、当該懲戒処分は懲戒権の濫用ということになる。

# 6 監査対象機関の意見に対する請求人代理人の意見書

請求人代理人からは、令和元年6月19日付けで次の意見書が提出された。

監查第2号

静岡県代表監査委員 青木清高 殿

2019年6月19日 請求人代理人弁護士 藤森克美

### 意見書

- 第1 2019年5月23日付スポーツ振興課の意見書に対する反論
- 1 (1) スポ振課は①甲6の5頁にある2017年1月23日の第2回ヒアリングにおける「Bさん報告」, ②8頁にある「Bさん報告」が存在し,「C会長が使途不明とする1600万円」のカネの流れ について財務担当者であるBに質問をしその回答を得たことは明々白々である。使途不明金 の解明のためにBに対し質問をしその回答を得たということは事情聴取そのものである。
  - (2) その上請求人が提出した甲9の反訳文18頁に、A課長は、「結果的にやっぱり合点いかないままでしたネ。特に一番典型的なのはその1000万の話なんですよ」とまで云って切っており、使途不明金の解明のためにBを事情聴取していたことは明白である。しかも、1月23日にはH会計という専門家も参加した事情聴取では足りないとして、A課長はBに使途不明金の解明のため、電話で更に問い合わせもしているのである。
  - (3) また、藤森代理人が前の事件の監査請求の中で求釈明した内容は、反訳文にある1月23日 日の後のA課長のBに対する電話での問い合わせに限定したものではないことは前の記録上 も明らかである。
- 2 然るにスポ振課は顧問弁護士を訪ねて同弁護士にA課長が1/23の後でB電話で問い合わせた 内容についてだけ矮小化し、「会計の仕組みを聴いた」だけであるから軽微な内容であるという 顧問弁護士のお墨つきを得て、監査委員に「無」という回答をしたという誠に姑息で情けないご まかしの回答をしているにすぎない。

顧問弁護士とは誰であるかも特定せず、顧問弁護士に対して1月23日の甲9の18頁に記載されている内容を伝えたことの有無については一切言及がないのも誠に不可解であり、顧問弁護士を楯に逃げ回っているとしか写らない。顧問弁護士が特定されれば、当職から直接ないし裁判所、

弁護士会を介して求釈明ないし調査嘱託をすることは可能であるが、実名を隠蔽することによって、当職の弁護士としての調査権の行使を妨害しているとしか考えられない。

3 監査委員は県民納税者の負託を受けているのであるから健全な社会常識に則って、スポ振元課長のやった虚偽公文書作成・同行使という犯罪を見抜き、元課長を庇う新課長以下の新体制を批判する監査結果を出し、しかるべく必要な措置を求めるものである。

以上

(注) 意見書原文に即して記載したが、A、B、C及びHについては、原文では実名が記載されている。

### 7 監査対象機関への聞き取り調査結果(要旨)

令和元年5月30日、6月5日及び6月13日に監査委員事務局が監査対象機関(人事課)から聞き取りを行った。その内容は、監査対象機関の意見書や陳述での意見等の内容を除くと、次のとおりである。

- ・ 懲戒処分を行うだけの非違行為を確認することができない以上、処分を行えば、懲戒権者の処分 権の濫用に当たる。
- ・ 懲戒処分をするに当たり、行為者も非違行為の事実を認めていない、懲戒権者も非違行為の事実 の挙証に至らない場合において、懲戒処分を行なった前例はない。

# 8 関係人への調査結果 (要旨)

自治法第199条第8項に基づく関係人調査を、以下のとおり実施した。

- (1) A氏(令和元年5月24日実施)
  - ア 協会に対する任意調査の発端は、県が交付した補助金を巡る協会の会長と事務局を務める理事 長の対立である。協会事務局への任意調査については、当時の理事長を窓口として行った。平成 29年1月23日の任意調査において、B氏は出席していたが、同氏を特定して出席を求めること はしていなかった。
  - イ 今回の住民監査請求の争点である公文書「県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対する 求釈明の申立への回答」 (平成 29 年 8 月 2 日付けス振第 251 号) の提出にあたり、事情聴取無 として回答した理由
    - ・ 平成 29 年 1 月 23 日の任意調査については、個人を特定して行ったものではなく、協会事務 局を対象として行った。
    - ・ 平成 29 年 1 月 23 日の任意調査におけるB氏からの報告とは別に、同年 2 月上旬頃(日時は 覚えていない) B氏に協会会計の仕組みについて電話で問い合わせたことがある。通常、任意 調査は協会理事長を窓口に行っているが、細かい話なのでB氏に直接確認するよう協会理事長 から伝えられたため、B氏に対して電話により問い合せをした。この件はB氏個人を特定して 問い合わせていることから、同年 7 月 25 日の法律相談において事情聴取に当たらないかを県

の顧問弁護士であるT氏に相談し、「事情聴取とは、書類の整合性を確認して質問を整理し、 日付等を定めて当該人物と会い、回答を得ていくということをしなければならないが、電話で 概要を確認したのみでは事情聴取ではない。」とのアドバイスを踏まえたためである。

- ② T氏(県顧問弁護士、令和元年5月27日実施)
  - ア 事情聴取するとは、誰が誰に対し、いつ、どこで、何の目的という等の点を特定しなければならない。これらの点が特定できなければ、個人を処罰することの大前提となる要件事実を評価できない。事実の特定は厳密に行われるものである。
  - イ 「事情聴取」は何のために行われたのかが大事である。県が交付した補助金をめぐり、会長と 理事長の対立を発端とした協会に対する任意調査のために行われたものであり、「当該補助金が 適正に使用されたのか」「協会の管理体制」等を補助金所管課長が協会に対して確認をするため 事情聴取を行ったものである。よって、事情聴取については、協会に対して行ったものであり、 B氏個人に対して行ったものではない。
  - ウ 平成 29 年 1 月 23 日の任意調査における B 氏からの報告とは別に、A 氏が B 氏に協会会計の仕組みについて電話により問い合せをした。この件は B 氏個人を特定していることから、A 氏より事情聴取には当たらないか照会を受けたが、この問い合せについては、単なる事実確認であることを踏まえ、(1) イ記載の趣旨をアドバイスした。
  - エ 上段の内容については、平成30年12月18日に行われた検察審査会の議決が終了した後、検察官にも説明をしている。平成31年3月29日に行われた2度目の不起訴処分については、この説明を踏まえて行われており、監査委員に提出した当該公文書については「「虚偽に当たる」、「偽造に当たる」及び「事実と相違がある」とまではいえない。」と評価してもよい。

## 第4 監査の結果

### 1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

### (1) 事実関係

- ア 監査対象機関 (スポーツ振興課) は、平成 29 年 1 月 6 日、1 月 23 日、2 月 10 日の3 回、協会事務局において調査を行った。
- イ このうち、平成29年1月6日及び23日に行った調査にB氏は出席した。協会事務局側のその他の出席者は、1月6日は当時の理事長及び副理事長、1月23日は当時の理事長、副理事長及び参与であった。
- ウ 平成 29 年 1 月 23 日の調査において、B氏は、平成 7 年度及び平成 11 年度に開催されたアジア女子バスケットボール選手権大会当時の金融機関口座について、「1 つは口座番号が判明、も う1 つは口座番号など詳細が不明なので調査中である。」、「不明朗な金は一切ない。」旨を報告した。
- エ 平成29年1月23日以降(日時は不明)、A氏はB氏に協会の会計の仕組みについて電話により 問い合せを行ったが、軽微な内容としてその記録は作成されていない。
- オ 平成29年2月4日にB氏は死亡した。
- カ 平成29年2月16日の調査において、A氏は「B氏からは(1月)23日に聞き取りをした。」 「その後の電話でも1回聞き取りをした。」と発言した。
- キ 平成29年6月29日付けで、請求人は「静岡県バスケットボール協会に対する競技力向上対策事業費補助金の交付」に関する住民監査請求を提起した。静岡県監査委員は請求人に対して同年7月24日に陳述の機会を設けたところ、陳述に先立ち、請求人代理人は次のとおり書面1を提出した。
- ○書面1 (以下「書面1」という。)

監査46号

静岡県代表監査委員 青木清高 殿

請求人代理人弁護士 藤森克美

県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対する求釈明の申立

- 1(1) 同課は前々回請求事件(2016年12月12日付け受付、監査第52-2号)において、県バスケットボール協会(以下SBBAと称す)の財務担当者B氏(2017年2月4日(土)午前9時30分ころ清水区島崎町地内清水漁港江尻12号岸壁付近から車両ごと転落し、消防隊により救出されるも、同日死亡)から事情聴取を受けたことの有無、
- ② 有りとすれば、①その日時、②聴取内容、③聴取記録の有無
- 2 同じく、

- (1) 同課は、同人の死亡後、同人の死亡原因(①単なる事故なのか、②自殺なのか、③刑法202条の自殺を教唆した人物がいたのか)を調査したことの有無
- ② 有りとすれば、①その日時、②調査対象、③判明した事実の有無とその内容
- (注) 申立原文に即して記載したが、Bについては、原文では実名が記載されている。
- ク 平成 29 年 7 月 25 日、監査対象機関 (スポーツ振興課) は、県の顧問弁護士であるT氏に法律 相談を行い、同年 8 月 2 日付けで次のとおり書面 2 を静岡県代表監査委員に提出した。

なお、A氏は提出当時のスポーツ振興課長であった。

○書面2(以下「書面2」という。)

ス 振 第 251号 平成29年8月2日

静岡県代表監査委員 青木清高 様

静岡県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課長

県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対する求釈明の申立への回答

監査第46号により静岡県代表監査委員あてに提出されました申立に対して、下記のとおり回答します。

記

- 1 県バスケットボール協会財務担当者B氏への事情聴取について
  - (1) 事情聴取の有無

無

- 2 B氏の死亡原因について
  - (1) 死亡原因の調査の有無

無

(注)回答書原文に即して記載したが、Bについては、原文では実名が記載されている。

上段の「静岡県バスケットボール協会に対する競技力向上対策事業費補助金の交付」に関する 住民監査請求については、平成29年5月16日に協会より報告のあった

- ・ 協会の役員や監事の交代による新たな執行体制への移行
- ・ 協会が任意団体から一般社団法人化することによるコンプライアンス体制の構築 等

をもって、協会の事務執行体制等の是正がなされたと県が判断し、同補助金を協会に交付したことについては合理性があり妥当である等の理由で、「違法若しくは不当な公金の支出」や「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は存在しないとして、同年8月25日に請求を棄却した。

- ケ 平成30年2月7日、請求人と請求人代理人は、A氏がB氏に事情聴取を行ったにもかかわらず、事情聴取を行っていないとの事実に反した虚偽の公文書(書面2)を作成し、静岡県代表監査委員に提出したことは、虚偽公文書作成罪及び同行使罪を犯したと疑うに足りるものとして、静岡中央警察署に告発状を提出した。
- コ 平成30年3月23日、検察官は嫌疑不十分として不起訴処分を行った。請求人と請求人代理 人は、これを不服として検察審査会に審査を申し立てたところ、検察審査会は同年12月18日 に当該不起訴処分が不当であると議決した。
- サ 平成31年3月29日に検察官は、嫌疑不十分として再度の不起訴処分を行った。こうした経 緯から、A氏は刑事上の責任を問われてはいない。
- シ 平成30年12月から令和元年5月まで、A氏に対する給与等は全額支払われている。

### (2) 懲戒処分に関する規程等

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁であり、戒告、減給、停職及び免職の4種類の処分がある。地公法第29条第1項では①地方公務員等の職員の服務に関する法令等に違反した場合 ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に処分を行うことができるとされている。

懲戒処分については、職員にとって不利益な処分であるため、地公法第27条第1項ではすべて職員の懲戒については公正でなければならないとされ、同条第3項ではこの法律に定める事由による場合でなければ、職員は懲戒処分を受けることがないと規定されている。

静岡県職員の懲戒処分における標準的な量定については、懲戒処分の基準により定められている。

#### ○懲戒処分の基準(抜粋)

### 第1 基本事項

本基準は、過去における本県職員(知事部局)の非違行為に係る懲戒処分の事例を参考に、 それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職位又は職責はどのようなものであったか、その職位又は職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断する。

#### 第2標準例

- 1 一般服務関係
  - (15) 公文書の偽造等

ア 公文書を偽造した職員は、免職、停職又は減給とする。

イ 公印を偽造又は不正に使用した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(18) 事務処理の不適正

その職務に関して法令に違反するなど不適正な事務処理を行うことにより、公務の運営に 重大な支障を生じさせ、又は県民等に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とす る。

### (3) 給与の支給に関する規程等

給与の支給に関して、次のとおり定められている。

○給与条例(抜粋)

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法…第24条第5項…の規定に基づき、職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条に規定する教育公務員を除く。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に 定めるところによる。

- (1) 行政職給料表
- 2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第25条及び附則第4条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。
- 6 任命権者は、職員の職を第1項に規定する給料表の級のいずれかに格付しなければならない。
- 7 任命権者は、前項の規定による格付に従い第1項に規定する給料表により、職員に給料を支給 しなければならない。

(給料の支給)

- 第6条 給料は、毎月1回、その月の15日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に、その月の 月額の全額を支給する。
- ○職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和28年3月24日静岡県条例第34号) (抜粋) (この条例の目的)
- 第1条 この条例は、地方公務員法…第29条第2項…の規定に基づき、職員…の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(減給の効果)

第4条 減給は、6月以下の期間、給料の月額…の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第5条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

#### 2 判断

第4の1の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

#### (1) 請求人の主張の整理

請求人の主張内容は、措置請求書や陳述の内容から整理すると次のとおりである。

検察審査会が不起訴不当の議決をなした平成30年12月18日から遅くない時点で、A氏を懲戒処分にすべきであったのに、懲戒処分をせずに漫然と給与などを払い続けて県に損害を与えている。A 氏に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める。

### (2) 判断の対象

請求人が主張する「給与などを払い続けて県に損害を与えている」とする理由が、上記(1)に記載のとおりA氏を懲戒処分にしていない点にある。請求人の主張の当否を判断するにあたり、給与等を支払う要件として、その前提となるA氏に対して懲戒処分を行わないことの是非を検討する。

# (3) 懲戒処分を行わないことの是非

地公法第27条第1項は、すべて職員の懲戒については公正でなければならないとし、同条第3項は、この法律に定める場合でなければ懲戒処分を受けることがないと規定しており、懲戒権者は、職員が同法第29条第1項の規定に該当する場合、当該職員の懲戒処分を行うことができる。

本件において、請求人及び請求人代理人は、書面2の作成及び静岡県代表監査委員への提出に関して、虚偽公文書作成・同行使の容疑でA氏を刑事告発したが、検察官が2度にわたり嫌疑不十分として不起訴処分とし、A氏は刑事上の責任を問われていない。

このことから、懲戒権者である知事はA氏に対し、懲戒処分を行っておらず、その判断は、①A氏による書面2の作成・行使に関しては、検察官が不起訴処分を行っており、懲戒処分の前提となる非違行為の事実を確認できないこと、②当該職員が非違行為の事実を認めておらず、懲戒権者も非違行為の事実の挙証に至らない場合において、懲戒処分を行なった前例はないことによる。

職員に対して懲戒処分をすべきかどうかについては、懲戒権者の裁量に任されており、当該処分が職員に科される制裁であることから、慎重な判断の下で実施されることは当然のことである。懲戒権者が非違行為の事実を確認できない段階で公務員に懲戒処分を科すことは、地公法が規定する職員の懲戒における公正の原則に反し、処分権の濫用となる。したがって、現時点において、前段の理由により、懲戒権者である知事が懲戒処分を行っていないことについては、地公法の規定に沿うものであり、合理性が認められる。

# (4) 自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。

給与条例第4条第7項では、「任命権者は、…給料表により、職員に給料を支給しなければならない。」と規定されており、懲戒処分を受けていない職員に対し、同条例に基づいて給与等を支給することは当然のことであるため、A氏への給与等の支給は自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」には該当しないと判断する。

(4)に記載したとおり、懲戒処分を受けていないA氏に給与条例に基づく給与等の支給を行うことは、違法若しくは不当な公金の支出ではない。このため、A氏は給与等を不当に取得していないことから、県には不当利得返還請求権及び損害賠償請求権は存在しない。よって、自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。

## 3 結論

以上のことから、県が損害を蒙っているとは言えないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求を棄却する。